

## 10 年金・手当・貸付

### 1. 年金・手当

障がい者を対象に支給される年金・手当には次のようなものがあります。

これらの年金・手当には、それぞれ障がいの程度や年齢・所得制限、他の年金との併給制限など、いろいろな支給条件が定められていますので、詳しくは担当窓口にお問い合わせ下さい。

(令和8年4月1日現在)

制度	対象者	給付額	支給制限	支給月
(1)特別障害者手当 障がい福祉課	20歳以上の在宅で重度または重複障がい者で日常生活において常時特別の介護を必要とする者	月額 30,450円 (令和8年4月より)	・所得制限 ※1 ・施設入所 ・3か月以上入院している者 ※2	2月 5月 8月 11月
(2)障害児福祉手当 障がい福祉課	20歳未満の在宅重度障がい児で常時介護を必要とする者	月額 16,560円 (令和8年4月より)	・所得制限 ※1 ・施設入所 ・障がいを事由とする公的年金を受けているとき	2月 5月 8月 11月
(3)児童扶養手当 児童総務課 庶務給付係	父(母)と生計を同じくしていない児童の母(父)や母(父)にかわってその児童を養育している者 また、父(母)がいても父(母)に重度の障がいがある場合 ※児童が18歳に達する日以降最初の3月31日まで ただし児童に重度の障がいがある場合は20歳まで	児童1人の場合 所得により 月額 48,050~11,340円 児童2人目以降の 加算額 所得により 月額 11,350~5,680円 令和8年4月1日現在	・所得制限 ※1 ・施設入所 ・公的年金を受けることができるとき	1月 3月 5月 7月 9月 11月
(4)特別児童扶養手当 児童総務課 庶務給付係	下記の障がいを有する心身障がい児(20歳未満)を養育している者 ①おおむね身体障害者手帳1~3級および4級の一部 ②おおむね療育手帳A、A1、A2およびBの一部 ③その他①②と同程度の障がいと認められる者	1級 月額 58,450円 2級 月額 38,930円 令和8年4月1日現在	・所得制限 ※1 ・施設入所 ・児童が障がいを事由とする公的年金を受けることができるとき	4月 8月 11月

※1：毎年8月に受給者の方に所得状況調査を実施しています。期間内に提出いただけない場合、手当の支給を停止します。

※2：病院への3か月以上の入院など、手当の支給制限に該当する場合はすみやかに市役所までご連絡下さい。ご連絡がなく手当を多く受給された場合、該当期間分が返還となります。

制度	対象者	給付額	支給制限	支給月																
(5)障害基礎年金 (国民年金の場合) 国民年金窓口 第2号・第3号 被保険者期間中に 初診日がある場合 は年金事務所	国民年金に加入している間に初診日のある病気やケガで、国民年金保険法施行令に定められた障害等級表（1級・2級）による障害の状態にあるもの。（障害者手帳の等級とは異なります） ※そのほか年齢や、保険料納付の要件等があります。	・1級 年額 1,039,625円 ・2級 年額 831,700円	・所得制限 （20歳前障害の場合）	2月 4月 6月 8月 10月 12月																
(6)特別障害給付金 国民年金窓口	①平成3年3月以前に国民年金任意加入対象であった学生 ②昭和61年3月以前に国民年金任意加入対象であった被用者（厚生年金、共済年金等の加入者）の配偶者であって、当時、任意加入していなかった期間内に初診日があり、現在、障害基礎年金1級、2級相当の障がい者に該当する方。 なお、障害基礎年金や障害厚生年金、障害共済年金などを受給することができる方は対象外	・障害基礎年金1級に該当する方 月額 56,850円 ・障害基礎年金2級に該当する方 月額 45,480円	・所得制限	2月 4月 6月 8月 10月 12月																
(7)心身障害者扶養共済制度 障がい福祉課	障がい者の保護者が加入し、加入者が死亡等の場合に障がい者に年金が支給されます。 ①加入者の年齢が加入時65歳未満であること。 ②加入者が、知的障がい者(児)・身体障害者手帳1～3級の身体障がい者(児)またはその他の障がい者が前記のものと同程度と認められる者を扶養していること。 ※障がい者1人に対し、加入できるのは1人のみです。 掛金(2口まで加入可) 平成20年4月以降新規加入の方 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>加入年令</th> <th>掛金(1口当たり)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>35歳未満</td> <td>月額 9,300円</td> </tr> <tr> <td>35～39歳</td> <td>// 11,400円</td> </tr> <tr> <td>40～44歳</td> <td>// 14,300円</td> </tr> <tr> <td>45～49歳</td> <td>// 17,300円</td> </tr> <tr> <td>50～54歳</td> <td>// 18,800円</td> </tr> <tr> <td>55～59歳</td> <td>// 20,700円</td> </tr> <tr> <td>60～64歳</td> <td>// 23,300円</td> </tr> </tbody> </table>	加入年令	掛金(1口当たり)	35歳未満	月額 9,300円	35～39歳	// 11,400円	40～44歳	// 14,300円	45～49歳	// 17,300円	50～54歳	// 18,800円	55～59歳	// 20,700円	60～64歳	// 23,300円	月額 20,000円 (2口加入の場合は40,000円)		
加入年令	掛金(1口当たり)																			
35歳未満	月額 9,300円																			
35～39歳	// 11,400円																			
40～44歳	// 14,300円																			
45～49歳	// 17,300円																			
50～54歳	// 18,800円																			
55～59歳	// 20,700円																			
60～64歳	// 23,300円																			

## 2. 生活福祉資金の貸付

(窓口) 社会福祉協議会

TEL 0743-75-0234

生活福祉資金の貸付制度は、奈良県社会福祉協議会が実施主体となり、資金の貸付を通じて経済的な自立や在宅福祉の向上を図ることによって、住民の地域での安定した生活を支援します。

### ○対象 障がい者世帯

(身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者が属する世帯)

※そのほか低所得世帯や高齢者世帯の方も同様の制度が利用できます。

### ○注意

- ・貸付をおこなうことにより経済的自立や生活自立に至る見込みがあること及び返済の計画が立てられることが利用の条件となります。

- ・それらを判断するため収入や支出、生活背景の聞き取りが必要となります。

- ・状況により利用できない場合もありますのであしからずご了承ください。

### 貸付の一覧 (福祉資金)

(令和8年4月1日現在)

資金の種類	主な資金使用目的	貸付限度額
福祉費	生業を営むために必要な経費	460万円以内
	技能習得に必要な経費、その期間中の生計を維持するために必要な経費	6月程度 130万円以内 1年程度 220万円以内 2年程度 400万円以内 3年程度 580万円以内
	住宅の増改築、補修等、公営住宅の譲り受けに必要な経費	250万円以内
	福祉用具等の購入に必要な経費	170万円以内
	障害者用自動車の購入に必要な経費	250万円以内
	中国残留邦人等にかかる国民年金保険料の追納に必要な経費	513.6万円以内
	負傷または疾病の療養にかかる必要な経費（健康保険の例による医療の自己負担額のほか、移送経費等、療養に付随して要する経費を含む）及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費	療養期間が1年を超えないときは 170万円以内 1年を越え1年6月以内であって、世帯の自立に必要なときは 230万円以内
	介護サービス、障害者サービス等を受けるのに必要な経費（介護保険料を含む）及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	介護サービスを受ける期間が1年を超えないときは 170万円以内 1年を越え1年6月以内であって、世帯の自立に必要なときは 230万円以内
	災害を受けたことにより臨時に必要な経費	150万円以内
	冠婚葬祭に必要な経費	50万円以内
	住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費	50万円以内
	就職、技能習得等の支度に必要な経費	50万円以内
	その他日常生活上一時的に必要な経費	50万円以内
緊急小口資金	緊急かつ一時的な生計の維持が困難となった場合に貸し付ける少額の資金	10万円以内